

退職給付会計実務シリーズ⑤

退職給付債務の計算－割引率

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

今回の退職給付会計シリーズは退職給付債務の計算において用いる計算基礎のうち「割引率」について解説する。

退職給付債務は、退職給付のうち認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう。「割引率」とはこの割引計算に用いられる計算基礎のことをいう。

なお、2012年12月25日に日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会より「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイドランス」が公表されている（2013年3月11日に改定日を2013年4月1日とする数理実務基準及び数理実務ガイドランスが公表されているが、これは両会の公益社団法人への移行に伴う法人名称の変更であり内容に変更はない）。本稿では、これらも踏まえ解説する。

割引率の決定

「退職給付に関する会計基準」（以下、平成10年6月基準を「平成10年基準」、平成24年改正基準を「改正後基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」）では、割引率は、

- ①安全性の高い債券（割引率の基礎となる債券）の利回りを基礎として決定
- ②退職給付支払ごとの支払見込期間（割引率決定の基礎となる期間）を反映することとされている。

平成10年基準と改正後基準の主な差異は下表のとおりである。

	改正後基準	平成10年基準
割引率の基礎となる債券	「安全性の高い債券の利回り」には、 <ul style="list-style-type: none"> ・期末における国債、政府機関債及び、 ・優良社債（複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等） の利回りが含まれる	改正後基準と同様であるが、平成10年基準では、以下の記述がある（改正後基準では削除） <ul style="list-style-type: none"> ・期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリクス表」等から入手できる
割引率決定の基礎となる期間	「退職給付支払ごとの支払見込期間」を反映する方法として、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法 ・退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法 が含まれる	退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎に割引率を決定。実務上は平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とすることも可能

以下では項目毎に詳しく見ていく。

割引率の基礎となる債券

平成10年基準も改正後基準も、割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定することとされている。安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りを

いい、適用指針第24項では、優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれるとされている。

適用指針第24項（抜粋）

退職給付債務等の計算（第14項から第16項参照）における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する（会計基準第20項）が、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる（会計基準（注6））。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれる。

適用指針第95項

退職給付債務（及び退職給付費用）の計算に用いる割引率は、貸借対照表日現在の退職給付債務を求めるために用いるものであるから、金銭的時間価値のみを反映させるべきであり、したがって、信用リスクフリーレートに近い「期末における安全性の高い債券の利回り」を用いることとされている。我が国において「安全性の高い債券」とは、国債、政府機関債及び優良社債が含まれるが、優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債が含まれると考えられる（第24項参照）。

平成10年基準における実務では、安全性の高い債券の利回りとして、財務省が公表している国債の利回りや、日本証券業協会のホームページに記載されているデータ（格付マトリクス表）を使用することが一般的であると思われる。改正後基準では平成10年前基準での「期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリクス表」等から入手できる」という記述を削除している。これは、以下の理由からこれらを参照することが必ずしも適切ではなかったためと考えられる。

- 市場に流通している債券の多くは割引債ではなく利付債であること
- 任意の満期を持つ割引債の利回りを必ず観測できるわけではなく、また観測されるデータにはバラツキがあること

数理実務ガイダンスでは、安全性の高い債券の利回りとして、国債又は優良社債の市場利回りはイールドカーブ（期間の異なるスポットレートの集合）を参照することとし、イールドカーブの設定の考え方を説明している。

イールドカーブは市場データのユニバース（母集団）から金利期間構造モデルを用いて推定すること

が一般的である。通常は企業が作成するのではなく、年金数理人（計算受託機関）から提供されるものを使用することが想定される。

割引率決定の基礎となる期間

割引率決定の基礎となる期間について、平成10年基準及び改正後基準の定めは以下のとおりである。

<平成10年基準>

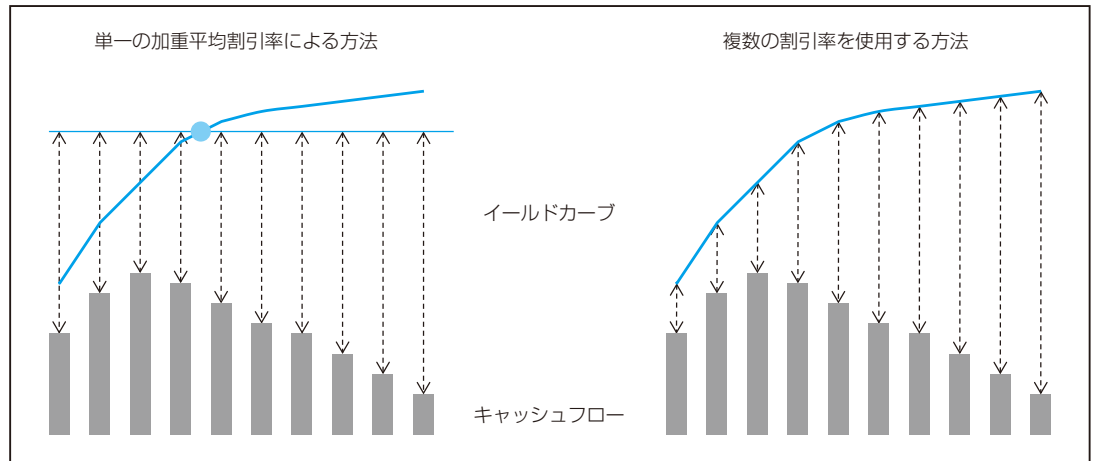
割引率の基礎となる期間について、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできるとされていた。

<改正後基準>

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないとし、例えば、次の方法が含まれるとされている。

- ①退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法（単一の加重平均割引率による方法）
- ②退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法（複数の割引率を使用する方法）

図表1



割引率決定の基礎となる期間について、平成10年基準では実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできるとしていたが、改正後基準ではこれを削除している。これについて、改正後基準第66項（結論の背景）では、「退職給付債務の割引計算における割り引く期間としては、退

職給付の支払見込日までの期間が適切と考えられるが、平成10年会計基準は、必ずしもこれと一致しない退職日までの期間を前提とした定めを置いていたことから、平成24年改正会計基準ではそうした部分の記載を削除している」と述べている。

適用指針第24項（抜粋）

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。当該割引率としては、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。

適用指針第93項

改正前指針は、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができることとしていた。本適用指針では、時期や金額が異なる支払から構成される退職給付債務をより適切に割り引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することとした（第24項参照）。

数理実務ガイダンスでは、「退職給付支払ごとの支払見込期間」を反映する方法として、以下の4つのアプローチを例示している。

複数の割引率を使用する方法	イールドカーブ直接アプローチ	給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法
単一の加重平均割引率による方法	イールドカーブ等価アプローチ	「イールドカーブ直接アプローチ」により計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を、単一の加重平均割引率とする方法
	デューレーションアプローチ	退職給付債務のデューレーション（支払見込期間を支払見込期間ごとの金額の現価で加重平均したもの）と等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法
	加重平均期間アプローチ	退職給付の金額で加重した平均期間（以下「加重平均期間」）に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法

「デュレーションアプローチ」及び「加重平均期間アプローチ」は、割引率決定の基礎となる期間としてデュレーション又は加重平均期間を用いる（これは平均残存勤務期間に近似した年数を用いる平成10年基準における実務と類似するアプローチといえる）。ただし、これらのアプローチは、デュレーション又は加重平均期間に対応するイールドカーブ上の一点のみを参照するがゆえに、イールドカーブの形状を十分反映しない。そのため、イールドカーブの形状によっては、これらのアプローチにより決定した割引率による退職給付債務の結果と、イールドカーブ直接アプローチ（イールドカーブ等価アプローチ）による退職給付債務の結果とは大きく異なる可能性がある。

実務ガイダンスでは、アプローチの選択にあたり

- ・各アプローチの特徴を理解した上で選択する。特徴の理解には、第4節「計算基礎の変更に関する重要性」、第6節「近似、省略など」との関係も含まれる
- ・過去に採用したアプローチは、通常は継続的に使用するが、その合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて見直しを検討すると述べている。

重要性基準

割引率の変更に関する重要性基準は今般の改正で見直しは行われておらず、改正後基準（注8）は、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる」としている。

重要な影響の有無の判断にあたって、適用指針で

は、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合には、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならないとされている。

なお、改正後基準の適用前後における当該割引率の変更に関する重要性基準の適用に関しては、適用指針において改正後基準適用前後で当該割引率の変更に関する重要性基準を用いている例（適用指針[設例3]）が示されている。

IFRSとの差異

今般の改正における割引率の見直しは国際財務報告基準（IFRSs）とのコンバージェンスを目指したものであり、以下に掲げる点を除きIAS第19号に定める取扱いと同等になったと考えられる。

(1) 割引率の基礎となる債券

改正後基準では割引率の基礎となる債券の利回りとして、国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれるとされているが、IAS第19号では原則として、優良社債の市場利回りを参照することとされている。

(2) 重要性基準

改正後基準では割引率の変更に関する重要性基準があり前述のとおり数値的な基準（10%以上変動）が示されている。一方、IAS第19号では、重要性の判断に関する言及はない。

以上